韓国の NPT 批准をめぐる関連協定の再検討

劉　　仙　姫

A Re-examination of the Agreements relating to the Ratification of the NPT by Korea

Sun-hee Yu

抄　　録

1970 年代の韓国政府の重要な政策の一面である NPT 批准について検証するために、本研究はフランスやカナダとの間で締結された原子力協力協定を批准に関連付けて分析を進めた。NPT 関連協定はどのようなパターンを示し、その関連性はどのように捉えるべきか、そして、諸協定はいかなる整合性を持ちうるのかという問題について解釈を試みた。一連の外交交渉を検討した結果、韓国は国際的な核不拡散規範の遵守という観点よりは、原子力をめぐる国際協調を促進する方便として NPT を軽んじており、その本質を関連協定に定められた発効要件を満たすための「取引」として考えたことが立証できた。

キーワード：核不拡散協定、保障措置協定、韓国、フランス、カナダ

（2013 年 9 月 30 日受理）

Abstract

To verify about the ratification of the NPT by the South Korean government in the 1970s, this research analyzed the ratification with relevance to the nuclear power cooperation agreements with France or Canada. The main concerns are as follows. What kind of pattern is marked by, how the relevance should be caught, and in what way logical consistency is shown among the agreements. The result of study verified that the South Korean government neglected the NPT as an expedient to promote the international cooperation involving nuclear power. And, the substance of the NPT was nothing but “dealings” for satisfying the requirements for effectuation of the related agreements.

Key words: NPT, IAEA, ROK, France, Canada

(Received September 30, 2013)

1. はじめに

1970年代の韓国によるNPT外交は、それまでの米国との2国間中心外交から「重層的な多国間主義」へ向けた道筋を開くものであったという観点から、韓国政府の重要な政策の一面であった。だが、これまでは史料公開の制限もあって、韓国のNPT外交に内在する諸問題は明らかにされていない側面が多い。

ここでいう韓国のNPT外交とは、単なる同条約の批准を前提とするIAEAとの保障措置協定締結にとどまらず、批准を前後して締結されたカナダやフランスとの原子力協力協定にまで及ぶものである。なぜなら、当時NPT批准に慎重であった韓国が、原子力協力をめぐる外交を最も活発に展開していた対象国がカナダやフランスであり、両国との協定締結交渉と韓国によるNPT批准のための交渉が時期的に重なるからである。しかし、カナダ側、フランス側そして韓国側の意図や思惑、それに接触の経緯などはまだ十分に明らかにされていないのが現状である。こうした観点から、韓国によるカナダやフランスとの原子力協力協定をNPT批准と関連付けて分析するのは、同国のNPT外交を検証するに際して不可欠であるといえよう。

では、NPT批准をめぐる関連協定はどのようなパターンを示し、それをどのように捉えるべきか。協定の原則について合意があったとしても、それをどのように解釈するべきかという問題もある。そして、諸協定がいかなる整合性を持ちうるのかという位相問題についても検討が必要となってくる。

こうした問題意識を踏まえ、本研究は韓国のNPT批准を韓・仏間原子力協力協定と韓・加間原子力協力協定との連続線上で捉え、協定それぞれの本質的意義と諸協定間の相互関連性の検証を試みるものである。さらに、本稿は韓国のNPT批准問題に限定することなく、NPT体制の補完を考える上でも一つの重要なポイントとなろう。つまり、NPT体制が一定の構造的な条件を満たさなければ、条約自体はきわめて限定的な意味しか持たせるべきではないという見方を示す点において、特に今日的な意義を持っていると判断される。

2. 米韓原子力協力からフランスやカナダとの原子力協力への模索

2. 1 NPT体制への転換と韓・フランス間原子力協力関係の開始

「原子力の非軍事的使用に関する協力のための米韓協定（1956年2月3日署名発効、65年7月30日改正）」によって、米国は韓国に対して研究用原子炉に必要なウラン（6kg）の供与を保証した。だが、60年代後半までに国際原子力機関（International Atomic Energy Agency, IAEA）の任務が拡大し、米国が2国間協定に基づいて韓国に供与していた核施設や核物質に対する保障措置が、韓・米・IAEAの3者間保障措置協定（68年1月5日付）に基づくIAEAの保障措置に移行するようになった。IAEAの実施する保障措置は、INFCIRC/66/Rev.2に基づいて原子力協力に関する2国間の取り決めによって要請されたものが大半であり、特定の核施設や核物質（それらの使用により生成されたプルトニウムを

含む）を対象としていた。

その後、韓国は米国の説得を受けて形式的に核拡散防止条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, NPT）に署名して以来（68 年 7 月 1 日）、非加盟国の中国が北朝鮮に核兵器を移転しかねず、韓国が最も核脅威にさらされているという点を強調し、核攻撃の際の米国によるコミットメント保障を要求し、早期批准には慎重な姿勢を示した。だが、70 年 3 月に NPT が発効すると、加盟国の非核兵器国は、NPT に基づく IAEA との保障措置協定（以下、NPT ／ IAEA 保障措置協定と表記）を締結し、原子力の平和利用に係る国内の核物質すべてに対して適用される保障措置を受け入れることが義務づけられた。同保障措置は核物質が平和的原子力活動から核爆発装置への不転用を検証することを目的としていた。また、NPT 加盟国は、同条約に基づく保障措置の適用がない限り、他国に核原料物質、設備、資材などを供給してはならないことになっていた。

こうした状況の中で、朴正熙大統領は米韓同盟体制下で自主国防を目指す一環として、大統領直属機構である国防科学研究所を新設し防衛産業領域の技術開発を進めると同時に、その傘下に防衛開発局という機密機関と青瓦台内に兵器開発委員会を設置した（70 年 6 月）。また、71 年 11 月には防衛産業を担当する青瓦台第二経済首席室を設置した。

そして、72 年 8 月 9 日、韓国は古里 1 号基を 75 年から稼働するのに必要な核燃料（濃縮ウラン 12,900kg）の供与を目的として「原子力の非軍事的使用に関する協力のための米韓協定」締結に合意した。同協定は 11 月 25 日にワシントンで金東祚駐米韓国大使とマシャール・グリーン（Marshall Green）国務次官補によって署名、締結された。その後、同年 12 月 30 日に、68 年 1 月 5 日付け韓・米・IAEA の 3 者間保障措置の修正協定もウィーンで締結された。

だが、72 ～ 73 年は韓国の原子力発展のための国際協力において一つの転換期であった。とりわけ、国内的技術開発の制度的基盤として、73 年 2 月 17 日に、政府組織法改正を通じて、原子力関係機関の運営を改革するために、原子力庁を廃止し、その傘下にあった原子力研究所、放射線医学研究所、そして放射線農学研究所を統合し特殊民間法人である韓国原子力研究所（Korean Atomic Energy Research Institute, KAERI）を設立し、国策的な研究を担うようにした。また、科学技術庁に原子力局を新設し、国際技術協力業務など原子力に関する総括的な行政業務を担当するように改編した。特に、受動的受援態勢から能動的受援態勢に転換し、米国に局限していた原子力協力体制をフランスにまで拡大させながら、核燃料加工および再処理技術のための原子力開発 5 カ年計画も策定していた点は注目すべきであろう。

フランスは 60 年代後半に新興供給国として登場し、米国よりも緩い保障措置を条件に原子炉などの輸出を行った。フランスは米国の主導する NPT 体制の維持より、重商主義的視点から再処理技術と施設を販売する経済的利益に関心があると見られ、韓国にとって恰好の協力相手として認識された。だが、フランスは NPT が米ソの核優位を固定化するとの理由で調印しなかったものの、同条約が核軍縮を試みる点を認め、取引に応じる際には、同条約の規定を自らの意思で実行するとしていた [1]。実際、フランスは NPT 当事国で

はないが、欧州原子力共同体（The European Atomic Energy Community, EURATOM）当事国であった。EURATOM はローマ条約により 58 年 1 月 1 日に設立され、適切な監視によって、核物質が本来の目的外に転用されないように保障措置を行っていた。

韓国は 72 年に核燃料の加工・再処理事業に関するフランスとの協力を図るために 2 国間交渉にとりかかった。5 月 28 日から訪仏した崔享燮科学技術処長官はキュリーン（Curien）科学技術専担官（次官級）にフランスとの技術協力 5 カ年計画について説明し、ルヌー（Renoux）仏原子力委員会（CEA）国際問題担当副局長と再処理・成型加工協力を協議し、KAERI と CEA 傘下研究機関の姉妹血縁のための協定締結も論議した。それから、73 年 3 月に、韓国側は CEA やサンゴバン社（SGN）と再処理事業について協力を求め、同年 5 月、KAERI は核燃料加工施設導入と技術支援に関してセルカ社（CERCA）から提案を受けた[2]。同年 9 月 29 日、韓国科学技術処次官と原子力局長の訪仏の際に、フランスが政府間協定より韓国科学技術処長官と仏 CEA 委員長間の覚書交換の形式で韓・仏間原子力協力協定締結を希望し、韓国もそれに同意した[3]。その際、フランス側は韓国側に対して、手続きが複雑な政府間協定より、議会の批准を要しない覚書交換を通じた協定締結が簡単で効率的であると説明した。

覚書交換の形式について、韓国政府は「フランスが NPT を批准しておらず、IAEA との保障措置協定も締結していないため、もし韓国と政府間協定を結べば、同協定には IAEA との 3 者間協定締結に関する条項が挿入されることになり、同協定に基づいて提供されるすべての核物質や核施設に IAEA による査察の規制が及ぶため、覚書交換を通じてこの規制を避けようとする」と判断した。また、韓国側としても、「核燃料の国内生産を目標に核燃料の加工・再処理事業を計画しており、研究用再処理プラントを 75 年に建設する予定であるため、74 年度内の借款契約のためには覚書交換が適切である。また、覚書交換を通じて IAEA の保障措置を受けない方が、韓国にとっても、協力による研究や運営において良い条件である[4]」と判断された。覚書交換の形式をとる場合、IAEA を通さずに済むし、より緩やかな枠組みの方が非 NPT 路線からも好都合であると考える韓国政府の思惑が見え隠れする。

こうした韓国の考え方はフランスによる直接規制が持ちうる拘束力に対する認識を欠くものであった。実際、仏政府からの 74 年 2 月 19 日付公文によると、同国が提示した韓・仏間原子力協力協定案は、協定に基づいて提供される核物質や施設に対する保障措置の適用について明記されていた[5]。それに対して、韓国外務部はフランスとの協定締結によって、原子力に関する技術協力の多角化と技術の向上を期待し、協定に基づいて提供される核物質や施設の利用を通じて核燃料の供給を円滑にする狙いであった[6]。

交渉の末、韓仏間原子力協力協定は 74 年 10 月 19 日に韓国科学技術処長官と仏 CEA 委員長間覚書交換で締結され発効した。当初から両国間原子力協力は NPT の枠外で協調を図るものであり、同体制からの離脱をもたらし得る大胆なアプローチであった。だが、米国のフォード（Gerald R. Ford）政権は主要友邦との無益な危機造成を懸念し、米国の本格的影響力の行使を拒んだため、フランスと韓国の取引を制止しなかった。

2. 2　カナダとの原子力協力への模索とインドの核実験

韓国は古里 1 号基（76 年 10 月完成予定）、2 号基（79 年完成目標）を含めて 81 年まで 4 基の原子炉建設を予定していたが、3、4 号基は原子炉型を確定していない状況であった。古里に建設中の米型軽水炉は、濃縮ウランを使用するため濃縮費（1kg 当たり 36 ドル 40 セント）が高く、米国は毎年約 2%の濃縮費用の値上げを方針としていた。こうした要因も作用し、韓国政府は 3、4 号基にはカナダ型重水炉（CANDU）の導入を検討した。CANDU は天然ウランを燃料としているため濃縮が不要となり、カナダは 73 年になって高価の重水（冷却剤）製造方法を修正し、より低廉な価格で大量生産する本格的な輸出体制を整えたのである。

73 年 11 月 8 日に李洛善商工部長官とエレスティア・ギレスピ（Elesteer Gillespie）加貿易相との会談後に発表された共同声明を通じてカナダは韓国の発電用や研究用原子炉建設に関心を表明し、協力に原則的に合意した[7]。24 日、韓国は月城 1 号基建設計画という形をとって初の重水炉導入を確定し、27 日に、カナダ原子力公社（Atomic Energy of Canada Limited, AECL）に CANDU 導入への意向を示し、翌月 1 日に加側は韓国側に対して韓・加間原子力協力協定の草案を提示した[8]。

当時、原子力発電のために CANDU 導入を推進する多数の国は、国内科学者の訓練を理由に 3 万 kw 級の加型研究炉（NRX）の同時導入も模索しており、韓国も 2 基の CANDU と NRX 導入を検討していた。それには、73 年 4 月にグレイ（John Grey）AECL 社長が訪韓し、月城 1 号基を CANDU にした場合の NRX 提供を提案し、AECL 技術陣が韓国電力を訪問し（同年 8 月 20 ～ 24 日）、NRX 導入について論議したという経緯があった[9]。より厳密にいえば、韓国は、NRX 導入をより重視したと見るべきであろう。注目すべきは、73 年に韓国政府が NRX を仏型再処理・加工施設と同時に導入することに重点を置きながら対策を協議中であったという点である[10]。NPT 体制の維持という観点からすると、発電用原子炉に比べて、研究炉は高純度使用済み核燃料を作り出し、再処理施設を利用すれば、使用済み核燃料からプルトニウムを抽出できるという問題点があった。

韓国は 3 号基を 74 年 11 月に着工する計画であったため、同年 5 月中には加政府や AECL と正式に借款契約を締結する予定であった。ところが、同月 18 日、インドは平和目的という大義名分を掲げて核実験を行った。インドは加型重水炉を使って天然ウランに中性子を加えてプルトニウムに転換させる方法で核爆弾を製造した。そのため、同月 22 日、加政府はインドに対する一切の核物質や施設の提供を中断すると同時に原子力に関する印・加間交流も中止すると発表した。また、インドの核実験は核開発の技術情報が普遍化されている時代を背景にしていたため、核情報や技術の一般化がさらに促進される契機になりかねなかった。それ故に、韓国やアルゼンチンに対する原子炉販売計画にも問題点が提起され、カナダは原子炉販売を中止した。

「韓国・加間原子力平和利用に関する協定」草案はすでに一旦合意されていたが、インドの核実験以後、加政府が平和利用のための補完措置を強化するとしたため、その締結が延期された。74 年 6 月 10 日、スタイルズ（John Alexander Stiles）駐韓加大使は韓国外務

部に対して、インドの核実験が第２次生成物質を利用して行なわれたと指摘し、カナダは「核物質すべての連続的生成物（all subsequent generations of nuclear materials）」という文句を関係条項に挿入し、協定によって提供されるすべての物質を対象に保障措置を適用するという趣旨の修正案を提示した[11]。

KAERI は韓国政府に対して、同用語挿入の撤回を求め、貫徹されない場合、研究用施設や資機材は例外にすべきであると建議した[12]。また、外務部邦交局は、「修正案が NPT に沿った核物質や爆発装置の開発・製造を平和利用と見なさないと規定している点と、『核物質すべての連続的生成物』の研究から得られる商業的情報を公開するよう求める点について、国益を阻害するため削除が妥当であるが、加側が同文句を固守すれば、その定義が必要である」との見解を示した[13]。韓国側の要請を受け、加外務省はウランを原料として原子炉から産出されるすべての化学生成物を意味すると定義し、特にプルトニウムを強調していると説明した[14]。

そして、加政府はインドの核実験以後 NRX の販売にも敏感になり、韓国に対して NPT 批准の問題を提起した。インドの核実験以後、核燃料や原子力資機材の輸出に関して、NPT 批准を絶対条件とすると方針に転換し始めたのである。6 月 25 日に、韓国は加輸銀に原子炉 3、4 号基と NRX の同時導入のための借款供与を打診したが、7 月 5 日、3 号基建設用の借款供与のみが可能であるとの通知を受けたのである。それに対して、韓国政府は CANDU の運転、核燃料の国産化、そして原子力技術の国内定着を図るための NRX の必要性をカナダ側に理解させようとした。また、NPT 批准の保留理由についても、中国、北朝鮮、そして日本が同条約を批准していない点を強調した[15]。

結局、インドの核実験以後のカナダの対応から、韓国外務部は、研究用施設や資機材を例外とした上で修正案を受け入れるのは、韓国に対する疑惑を生じさせる可能性があると判断し、7 月 13 日に、加案の完全受け入れを示す意向を固め、駐韓加大使館に回答した[16]。韓国は同月 19 日に国務会議承認の後で朴大統領の裁可を得て、韓・加原子力協力協定締結のための国内手続きを完了した[17]。

2. 3　カナダとの交渉膠着とフランスとの協力加速化

カナダとの交渉が行き詰まる中で、韓国政府は核燃料の加工や再処理研究を重点事業として進めていた。74 年 9 月 8 ～ 11 日に崔享燮科学技術処長官、李柄輝原子力局長、尹容九 KAERI 所長はベルギーを訪問し、混合核燃料加工技術導入契約を前に、ベルギー政府から無償技術援助と研究資材や施設のための借款提供に合意した。同事業の目的は、75 年の研究用プルトニウム加工施設導入のための妥当性調査と技術習得にあった[18]。これは再処理研究に必須で、対仏交渉と同時並行的に進められたのである。

韓・仏原子力協力協定の締結後、KAERI の朱載陽第一部長、尹錫昊化工開発室長、朴元玖核燃料研究室長が仏の核燃料加工および再処理工場を視察し、SGN 社や CERCA 社との間で政府間借款交渉の後、再処理施設をめぐる契約を締結すると合意した（74 年 11 月 9 日～ 12 月 10 日）。KAERI は 75 年 1 月 15 日に両社から加工および再処理施設導入のため

の仮契約を締結した。翌日、仏政府は韓国政府に対して、譲渡されるすべての核物質や核施設に対して IAEA の保障措置と仏政府の補充的統制を受け入れることを求め、韓・仏・IAEA 間保障措置協定（以下、3 者協定と表記）の締結を要請した[19]。3 者協定は核燃料の加工と再処理施設を IAEA の統制下に置くものであり、仏政府による補充的統制措置とは、例えばフランスから提供された技術を韓国が習得し、それを独自に応用する場合に適用されるもので、同事項が 3 者協定で抜ける場合、事後に韓・仏間協定でそれを補完するものである[20]。韓・仏原子力協力協定締結の際に韓国が想定していたフランスの姿勢から考えると、こうした仏側の見解表明は厳しい対応であった。インドの核実験以後、フランスは NPT 当事国ではない非核保有国に供給する場合に、その条件として IAEA との協定のもとで輸出される核物質や核施設に保障措置が適用される限りにおいては輸出しても良いと考えるようになったのである。同時に、フランスは供給国として個別に実施する保障措置を重視し、2 国間統制を強化する方針であった。

3. NPT 批准と関連協定交渉

3. 1 カナダとの交渉困難

カナダは 74 年 12 月に核技術と装備を核分裂物質製造に使用することを防ぐために一連の原子炉販売に関する安全ルールを規定した。20 日の国会で公表されたマクドナルド（Macdonald）動力長官の声明は、加政府が核施設、資機材、技術の輸出に際して、より厳しい保障措置を求めるとし、核拡散特に、核爆発装置の生産を防ぐために、保障措置適用の条件を満たすという前提で AECL が輸出交渉を進めるよう承認したことを明らかにした[21]。これによって、加政府は韓国に 1 基の CANDU 供給を許可することになったが、韓国が NPT を批准していないため、NRX 導入交渉は進展する可能性がほとんどなかった[22]。

さらに、75 年になると、カナダは韓国の NPT 批准に対する期待を公式に表明し始めた。1 月 6 日、スタイルズ大使は金東祚外務部長官宛アラン・メキチョン（Alan J. MacEachen）加外相の書簡を渡し、加政府は NPT 批准や両国間原子力協力協定が締結されないと CANDU を提供できないと伝え、韓国政府の NPT 批准への意図を伝えるよう要請した[23]。

加外相の書簡に照らし、韓国外務部の対応は意外に早く、NPT 批准を次のように再検討し始めた。第 1 は CANDU 導入をめぐる現実的必然性の観点から、86 年までの電力確保目標（660 万 kw）の中で原子力の占める比重は 42％であり、その原子力の 22％に相当するのが CANDU であるため、CANDU は経済開発計画の基礎をなすと期待された。第 2 は政治的妥当性の観点から、既に締結した米韓原子力協力協定と韓・加原子力協力協定案を受け入れたため、批准保留は実質的に意味がなくなった。第 3 は交渉戦術的な観点から、韓国政府は行政府として批准する方向であると加政府に通報し、CANDU 借款を確定させた上で、批准には国会会期開始（9 月）まで時間を要するとした上で、NRX 導入を並行交渉した方が望ましいと判断された[24]。

ところが、1月20日、スタイルズ大使は韓国側に対して、NPT批准問題の決着後、NRX供与を協議する用意があると示唆しながら、さらに制約が加えられた新協定案を提示し、新協定に対する韓国国会の批准を求めた[25]。NRXをめぐる交渉可能性に注目し、同日、金外務部長官は金永周駐カナダ韓国大使に対して、政府内関係部署の協議を経てNPT批准が望ましいと判断し、批准を求める方向にあると伝えた[26]。

韓国のすみやかな対応を受け、1月31日にAECLは8カ月間の原子力販売の禁止措置以後、韓国電力と初めてCANDU販売契約を正式に締結したが、同契約は両国政府の承認を受けるべく、韓国政府は加政府の安全規制を受け入れることになっていた。しかし、加側が原子力協力協定案に明記した安全ルールに対して、韓国電力は外務部長官に対して、①重水炉関連技術を習得し、国内産業の発展に活用すべきであるが、入手した情報に含まれる原理を利用した装備や設備に対する制限を設けており、その境界を定めるのが困難である。②安全規制を受けるべき核物質や核施設に対して供給国の事前同意なしには代替不可と定めている点を指摘し難色を示した[27]。韓国政府内でも再処理や加工をカナダの指定する工場に制限している点が懸念要因として指摘された[28]。

3. 2　NPTに基づくIAEA保障措置協定モデル

カナダとの外交交渉における限界が一つの誘因となって、75年初頭からNPT批准は、韓国がカナダとの原子力協力協定を発効させるために必要不可欠な措置と考えられた。75年2月12日付外務部長官から金駐カナダ韓国大使への電文は、韓国政府がNPT批准への方針を確定し、国会同意など国内手続きやNPT／IAEA保障措置協定交渉など必要な措置をとる予定であることを伝え、加政府の協調を求めるよう訓令した[29]。その後、NPT批准を上申する14日付同意案に対して朴大統領が正式に許可を与え、26日に駐オーストリア韓国大使にしてNPT／IAEAとの保障措置協定案に仮署名させた[30]。NPT批准は批准書寄託前に保障措置協定に仮署名した後にIAEAとの保障措置協定交渉を開始し、批准後18カ月以内に同協定が発効し、協定発効後90日以内に協定執行に関する補助取決めを締結すべきものであった。

韓国政府は、他国が締結したNPT／IAEA保障措置協定の類型と駐オーストリア韓国大使とIAEA事務局長が仮署名した保障措置協定案との相違点を報告するよう指示した[31]。駐オーストリア大使は、NPT／IAEA保障措置協定は一般的に標準協定案に従うが、EURATOM諸国の協定は若干異なっており、日本の場合は、EURATOM諸国が署名した保障措置協定とほぼ同様であり、特別条項については議定書の中で規定していると報告した[32]。

71年にIAEAは、加盟した非核兵器国に対して平等にNPT／IAEA保障措置を適用するよう標準協定案（INFCIRC/153）を作成したが、同文書がNPT／IAEA保障措置協定を締結する際の基本モデルとなった。INFCIRC/153による保障措置システムは各国に核物質の国内計量管理制度の確立を義務づけ、IAEAによる保障措置は同制度の運営を査察するという形をとることになった。IAEAは同制度とIAEAの査察のトータルが平等であれば良い

との見解であったが、信頼性の高い国内制度を有する国に対しては、査察の強度が緩和される可能性が高くなるはずであった。しかし、2 国間協定に基づく IAEA の保障措置に比べれば、NPT ／ IAEA 保障措置の場合、査察対象は拡大される反面、査察の回数は大幅に減ることになった。また、査察は原則的に事前通告が要求されると同時に、査察員の通常立ち入り場所が、IAEA と対象国との間であらかじめ合意された「枢要な箇所」に局限された。

ところが、NPT ／ IAEA 保障措置協定をめぐって、韓国が注目した EURATOM 諸国は 73 年 4 月 5 日に、同協定に署名したが、フランスはこれに参加しなかった。IAEA は EURATOM の査察システムが超国家的で、充実していると判断していたため、議定書は同協定に定められた保障措置の適用に際し、EURATOM の保障措置と不必要な重複を避けるべく、その条件と手続きを規定した。この原則の例外として、補助取決めには IAEA 査察員が不可欠かつ緊急であると認める場合には、IAEA が直接的査察を行なう権利を留保していた。

他方、日本は IAEA の査察による商業秘密の漏洩及び国際競争の不利を懸念したため、交渉を通じて IAEA の査察を日本国内の制度に代えることを提案した。それについて、IAEA は交渉の初期は慎重な姿勢を崩さなかったが、75 年に入ってようやく IAEA による対日査察の回数や方式を決める基準を EURATOM と同様に適用することに同意した。EURATOM 並みの査察の実質的平等性を確保することに重点を置いていた日本は、2 月 9 日に EURATOM 協定にはない「最恵国待遇」条項を議定書に盛り込むことに成功したのである。まとまった協定案は、前文と本文（98 条）、議定書（18 条）からなり、他に、各原子力施設に対する具体的な査察方法を決める補助取決めがあった。協定案の骨子は、①日本は国内の原子力施設について必要な設計資料を IAEA に提出し、核物質と原子力施設の運転に関する記録を保存する。また、核物質の受け入れ、在庫、使用状況を示す計量報告や原子力施設の運転計画などについて報告する。② IAEA は日本の報告が記録と矛盾しないかを確認したり、核物質の数量確認や施設検査の目的で査察を行う。③すべての国際査察を IAEA が行うのではなく、日本政府の核物質の管理、査察制度が整備されれば、そのほとんどを日本政府に肩代わりさせる。④ IAEA が実際に行う査察の回数、期間、方式などについては核物質の形や核燃料サイクルの特徴などによって異なる一定の基準に従って決定するとされた [33]。日本外務省は 75 年 2 月 26 日に NPT 批准の前提とされる IAEA との保障措置協定に仮署名したことを公表した。

こうした日本の交渉を注視しながら、韓国政府は 75 年 3 月 11 日に NPT 批准同議案を国会に提出した。政府の批准決定は、韓国が核兵器を製造または保有しないという対外的な意思表示であるが、特に NPT 批准の妥当性に関する政府声明を行ったわけではない。ただ、外務部当局者は政府が同条約を批准すると決定したのは、核武装に反対する世界世論に沿って韓国の平和外交政策を国際的に再闡明するものであり、同時に核の平和的利用を通じた長期的エネルギー資源確保にも寄与すると述べるにとどまった [34]。その後、NPT 批准同意要請案は 3 月 19 日に韓国国会で可決された。韓国政府は駐オーストリア大使に

たいして同協定交渉を提起させるよう指示し、NPT ／ IAEA 保障措置協定交渉を 3 月 20 日に開始させた[35]。韓国は 4 月 23 日に NPT を批准し、同日に政府が NPT 批准書を米国務省に寄託したので 86 番目の加盟国になった。

標準協定案に関する科学技術処の意見は、日本の議定書を参照し、それを援用する形で次のように示された。①日本と同様に最恵国待遇を受けるようにする。②保障措置の対象になる核物質の査察において韓国は国家査察組織を設立し、韓国査察員が査察を実施し、その結果について IAEA 査察員が確認する方法をとる。韓国査察員の査察結果を信頼するよう、査察において不必要な重複を避け、韓国の産業秘密を保護する。③韓国が IAEA に提出する諸通告は、一括して通告期限を定めるのではなく、個々の状態や対象によって適切な期間を策定、補助取決めで規定する（事前報告を報告のみとする）。④韓国が提供すべき情報や資料は最小限にし、補助取決めで規定する[36]。それに対して、外務部は次第に保障措置の強化が予想されるため、IAEA が提示した標準協定案を原則的に受け入れ、協定をすみやかに締結した方が有利であると判断した[37]。

3. 3　NPT ／ IAEA 保障措置協定と韓・仏・IAEA 間 3 者協定の交渉戦略

仏政府は韓国側に対して、韓・仏原子力協力協定（74 年 10 月 19 日）に基づいて核燃料の加工施設と再処理施設に対する IAEA の保障措置適用のための 3 者協定が 75 年 2 月 24 日から開催される IAEA 理事会で検討されなければ、KAERI と SGN 社間で同意した合意書の署名期限（75 年 3 月 31 日）を守れないと強調した[38]。そのため、両政府は 3 月 13 日に 3 者協定締結を IAEA に要請し､IAEA の事務局長は 3 月 24 日に 3 者協定案を上程した。

韓国政府は 3 者協定交渉のために、5 月 22 ～ 23 日にウィーンに代表団を派遣し、原則的に IAEA の提示する協定案を受け入れるが、一部問題については韓国の立場を反映させるようにし、その結果次第で協定に仮署名する方針であった。また、NPT ／ IAEA 保障措置協定についても同代表団が 26 ～ 27 日に IAEA の標準協定案を原則的に受け入れるものの、韓国の立場を示した上で IAEA の反応を打診し、補助取決めの締結に必要な情報を得ながら、交渉を続けるとしていた。具体的に、韓国政府代表団（代表は科学技術処原子力局長）に対する訓令は、第 1 に、3 者協定について次のような点に留保が必要であるとされた。① 8 条の「両国間で譲渡される核物質や核施設の搬入から通常 2 週間以内に IAEA に報告すべきである」は、核物質の数量や科学的構成比に関する十分な検査時間が得られないため、合理的な期間を確保する。② 20 条の「IAEA が常に接近できる核物質や核施設に関して査察文書の 4 節（査察実施について 1 週間以前に通告するが、特別査察が必要な事故発生の際は、同通告が 24 時間を超えない）は適用されない」は全体の削除→事前通告なしの査察排除→義務付け（shall）から非義務的な（may）条項への修正という順序で交渉し、少なくとも 1 週間前には通告を受けるようにする。③ 29 条の協定上の保障措置適用終了後の保障措置継続適用については、NPT ／ IAEA 保障措置協定の施行まで本条項を暫定的に適用するようにする。④仏政府による補充的統制を受けない方向で交渉し、フランスや IAEA が固守する場合、統制対象はフランスからの直接導入品目に限定し、同問

題は3者協定と関係なしに別途に協議する。第2に、NPT／IAEA 保障措置協定については、議定書の採択、「最恵国待遇」条項の挿入、設計資料に対する IAEA と韓国による共同検討履行、報告期限が重点的打診事項であるとされた[39]。韓国は両協定の標準協定案を容認する姿勢を持ちつつ、何点か調整を必要とする箇所を残し、一定の修正を加えることで国際的統制を緩める狙いであったのである。

3者協定の交渉結果、IAEA は、8条の報告期限について、「通常」が物理的な検査で確認できる場合を意味するとし、検査に納得できる期限内に報告するのが通常であり、一律的に定めるのは困難であるとした。また、20条の査察通告については、第3国の例を提示したので、韓国は原案を受け入れた。16条の使用不可能な施設の査察終了については「永久に使用できない（permanently unusable）」の代わりに韓国案の「もうそれ以上使用できない（no longer usable）」が受け入れられた。29条の協定上の保障措置適用終了後の保障措置の継続適用については、韓国の要望に沿う形をとり、27条の「NPT／IAEA 保障協定締結の際、3者協定上の保障措置適用が停止する」が新設された。同条項をめぐって、韓国は NPT／IAEA の保障措置が、韓・仏の2国間協定に基づく IAEA の保障措置に比べて、査察の回数も大幅に減ることになり、機密保持についてもより慎重な配慮が期待できると判断したと考えられる。仏政府による補充的統制問題について、韓国は特定情報の範囲縮小と限界の定義が明確に規定されるべきであると主張した。それに対し、フランスは SGN 社と KAERI の契約によるものと同様の再処理施設の建設には両政府が合意すべきであると主張したため、韓国政府は IAEA の保障措置適用に関する事前合意なしには KAERI が SGN 社から導入契約したものと同様の再処理工場を建設しないという旨の覚書を交換した。注目すべきは、同覚書交換の意味合いを交渉団が「韓国に有利であるのみならず、特定情報の曖昧な解釈を排除できる」と分析した点である。また、「ある特定施設の輸出国と必要に応じて協定を締結するよりは将来の必要性に応じて交渉を推進した方が望ましい」との建議がなされた点である[40]。同報告書には韓国の国策上、核開発のためにより深い意味合いが含蓄されており、交渉を通じて短期的政策に焦点を当てずに、長期的な観点から何らかの対応策を検討することの重要性が改めて認識されていたのである。

他方、NPT／IAEA 保障措置協定交渉をめぐっては、本来 IAEA が規定する核物質計量管理制度（State System on Accounting for and Control of Nuclear Material, SSAC）に基づくと、韓国政府による査察の信用度を高めるには多くの施設を要することになるものの、24条の新設を通じて、本格的な原子力施設の完成以前の3年間と完成以後を分離して査察を受けるようになった。これによって、韓国は NPT／IAEA 保障措置協定案に原則的に合意したが、補助取決め締結には、説明責任（accountability）や核物質の収支（material balance）を充実化させることで IAEA の信頼度を高め、不必要な干渉を受けないようにすることが望ましいと判断された[41]。

交渉の末、5月26日、韓国は普遍的な妥当性を有するものと信ぜられている標準協定案を受け入れるとし、NPT／IAEA 保障措置協定案に暫定的に合意し、同年9月の IAEA 理事会に同協定案の上程を要請した。そして、同日に3者協定および韓・仏間両者合意書

にも仮署名した。ところが、韓国政府は3者協定の署名とは別途に、仏外務省の75年1月16日付の公簡に照らし、覚書交換によって仏政府の補充的統制と関係機関による事業承認の要件を充足させたと認識していた[42]。だが、仏外務省は同事業が両者協定案では要件を満たせず、3者協定が先ず締結されるべきであるとし、9月の3者協定の締結と同時に両者協定の締結を求めた[43]。75年4月12日、KAERIはSGN社と研究用核燃料再処理施設の導入契約を締結したが、仏側のこうした見解表明は、施設導入の遅れを示唆するものであった。施設導入の条件を満たしているか否かに関する判断自体がフランスの求める基準であったが、韓国側はその内容を正しく理解しておらず、プラントの早期導入のみをめざしたのである。別の角度から考えると、仏政府のこうした見解表明は、韓国がフランスからプラントを導入する交渉においてIAEAが非常に重要なスタンスを占めたことを意味する。さらに、その背後には、フランスが韓国にプラント販売を進めることに対する米国の影響力行使が作用していたと推測される。

4. NPT／IAEA保障措置協定の完結

4. 1 核燃料の再処理施設導入問題

韓国電力は75年5月27日に加輸出開発公社（EDC）と7億ドルの原子炉導入のための財政協定に調印した。翌日に閔忠植韓国電力社長はアラステア・ジレスピー（Alastair Gillespie）加商工相とCANDU導入のための購買および借款協定に調印した。加型原子炉導入に関する諸契約は同年11月26日までに韓国のNPT／IAEA保障措置協定発効を先行要件としていた[44]。9月に開催されるIAEA理事会が同協定案を承認すれば、11月下旬まで発効措置が完了することになるはずであった。韓国は加型原子炉を導入するための準備の一環としてNPT／IAEA保障措置協定を締結する計画であったのである。

ところが、この頃になると、韓国などによる核への具体的な接近はカナダやフランスなど核供給国が負うべき国際政治の道義的立場をさらに困難にさせていた。それ故に、米国のイニシアチブにより、主要な核供給国グループ（米、英、ソ、西独、仏、加）が核拡散情勢に歯止めをかけるためにロンドンで極秘協議（75年6月18～19日）を行った。これは輸出規制の国際的な枠組みとして、原子炉販売制限措置を討議し、平和的な核輸出に関連する保障措置やその他の規制に関する基準を設定するための会議であった。当時、韓国政府はフランスとの技術協定を結ぶなど技術開発に力点を置いていたが、同会議で技術提供制限措置が下されれば､韓国の原子力事業も少なくない障害を受けるものと見られた。

実際、7月24日に提示されたカナダの再修正案は、韓国がNPT当事国であるにもかかわらず、さらに厳格な保障措置を適用するものであり、原子力が非平和的目的で使用された場合、カナダは両国間すべての協定中止措置をとる権限を有すると規定した（8月22日に削除）[45]。KAERIは再修正案がNPT／IAEA保障措置以上の過剰規制であるとし、核物質提供国に使用済み核燃料を市価で購入できる選択権を与える点に関して修正を求めた[46]。また、カナダは使用済み核物質の獲得、管轄権および領土外に移転できる権利の発

生に関する別途覚書を協定署名の際に交換するよう提案したが、仮にこれを受け入れた場合、使用済み核物質をカナダに返還すべきであったため、韓国側はこの点を懸念した[47]。

他方、9 月 19 日に開催された IAEA 理事会は韓・仏・IAEA 間 3 者保障措置協定案と韓国の NPT ／ IAEA 保障措置協定案を通過させた。審議の際に、パキスタンとインドは 3 者協定が特定技術情報まで査察対象にするという新たな概念を明記した点を指摘し、「特定輸入品（specified importation）」概念の曖昧性と輸出国が輸入国を一方的に拘束するとの理由で慎重な検討が加えられるべきであると主張した。仏代表は「新たな概念ではなく、両国間協力に基づいて供与された施設や技術を使って受領国が独自に同様の施設を建設する場合は協議するとの意味である」と説明し、理解を求めた。注目すべきは、両協定の通過をめぐって、韓国が米代表と IAEA 事務総長の裏面交渉が主要な要因であったと認識していたという点である[48]。実際、両協定案の承認は、米国が介入し IAEA やフランスが主導権を握る中で進行したという特徴があった。米国は核技術の供給が抜け道となり、NPT 体制が弛緩することを危惧し、核技術を活用することを是としなかったのである。厳格な技術や物資の移転管理の際に、米国は法的根拠で拘束するという政策であったが、フランスは米国の意向を無視することができなかったのである。

ところが、IAEA 総会に参加していた韓国側代表のハンピョウウク（韓豹頊）駐オーストリア韓国大使と仏代表ベルトラン・ゴールドシュミット（Bertrand Goldschmidt）IAEA 理事会の仏側理事が 9 月 23 日にフランスの「対韓平和核装置供与協定」に署名したのである。同協定に基づいて、フランスが韓国に建設予定である再処理プラントは発電用ではなく、原子力要員の訓練用であった。

韓国政府は 10 月 31 日に韓国内のすべての核物質が核兵器またはその他核爆発装置の製造に転用されることを防ぐための NPT ／ IAEA 保障措置協定を締結した。盧信永長官職務代理とグルブ・ネシト IAEA 事務次長が署名した同協定の主要内容は、IAEA に対する核施設の設計情報の提供、核物質の増減と核施設の作業状況の記録および報告、IAEA の査察の受け入れになっている。同日、フランスは韓国と特別統制協定を締結した。さらに、11 月 14 日に NPT ／ IAEA 保障措置協定が発効し、76 年 2 月 12 日に IAEA との補助取決めが発効した。

4. 2　カナダとの政治的妥結

原子力協力協定をめぐって、カナダは 10 月 26 日に、韓国側の問題提起を受け入れ、使用済み核物質の取得および移転に関する権利規定の削除に同意した。さらに、速やかな協定締結のために批准条項を削除し、「署名と同時に発効する」と明記した。また、核関連物質、施設、情報は他方当事国の事前書面同意なしに移転、再処理、濃縮できないとの規定を確認する覚書を協定署名の際に交換すると提案したので、韓国もそれに同意した[49]。

だが、同合意の後もカナダは署名延期を再三要請し、協定締結の早期決着を避け、交渉は協定締結の期限（76 年 1 月 26 日）の直前に決裂危機に至った。これは韓国が仏型再処理施設を導入することに米国が反対し、カナダが同調したからである。米国は韓国が NPT

当事国であるか否かという基準をそれほど信頼せず、原子炉販売で核技術と核物質及び核燃料が補給される点を懸念し、再処理、濃縮、重水工場に関する輸出規制の導入によって、拡散を抑えることが肝要と考えるに至った。そのため、国際的に主要核供給国による輸出管理強化と保障措置の強化を呼びかけ制度的障壁のアプローチを採用したのである。

76 年 1 月 5 日、朴東鎮外務部長官との会談において、スタイルズ大使は韓国による再処理施設の導入問題をめぐる米国との緊密な接触を明らかにし、取り消しが最善であると伝えた[50]。加政府は韓国の満足すべき答弁がない限り、協定の成立が危ぶまれると示唆し、同問題を協定締結の前提条件にしたのである。21 日に、朴外務部長官はスタイルズ大使に対し、「米韓協議が満足すべき結果で終わる場合、再処理施設導入の無期限延期もあり得る（likely to postpone indefinitely）。韓国は予見しなかった米国の介入で再処理施設の導入延期を仏に通報したが、まだ最終的結論を得ていない」と述べた[51]。

だが、米韓協議によって、韓国が仏型プラント導入計画を放棄し、核爆発装置につながる用途を明確に排除するとの政府公式レベルの確約が行われる可能性が高まった。それは米国が韓国による断念の見返りに原子力の平和利用に積極的に協力すると示唆し、同国のすみやかな決定を促したからであった。米韓協議を楽観視し、1 月 22 日の加政府は反対を取り下げ、韓国政府が再処理施設の導入を推進せず、同計画の無期限保留を保証すると公式化することを条件に、両国間原子力協力協定を署名できると決定した。26 日に朴外務部長官とスタイルズ大使は、「韓国と加政府間原子力の平和的目的のための開発および応用に関する協力協定」を締結した。韓国外務部は同協定の署名・発効について 31 日に発表したが、同協定締結は、再処理施設の導入放棄と深く関連付けられ、韓国の核開発断念を妥結させたという重要な意味合いを持っていた。

5. 結論

70 年代の韓国は、NPT を国際的な核不拡散規範の遵守という観点からではなく、原子力をめぐる国際協調を促進する方便の一つとして軽んじていた。従って、韓国にとって NPT 批准の意味合いは、関連協定に定めた発効要件を満たすための「取引」に過ぎなかったのである。他方、カナダやフランスとの原子力協力協定に関しては、韓国が国内への技術移転や国産化について非常に積極的に取り組んでいたという点、また、原子力の平和利用に対する保障措置をできる限り簡素化させ、非拘束的合意のニュアンスを大きくしようと交渉したという点を考慮すると、核開発への意図が十分にあったと解釈できよう。

諸協定をめぐる韓国側のイニシアチブは外務部がとったが、原子力の平和的利用という大義名分とはかけ離れた政策が一連の外交交渉に反映されていた。協定締結のプロセスや要因を検証すると、次のような特徴が認められる。第 1 に、NPT ／ IAEA 保障措置協定はカナダとの原子力協力のために早期締結した。NPT 批准はその意味において韓・カナダ間交渉の副産物であったといえよう。NPT ／ IAEA 保障措置協定案をめぐる外交交渉の際には、日本の手法を援用し、実質的規制を緩和する方向で韓国に有利な基準を設けようと

していた。第 2 に、厳しい韓・IAEA・仏間 3 者保障措置協定に関しては、フランスとの原子力協力のために締結に同意したものの、NPT ／ IAEA 保障措置協定が発効すれば、3 者協定による保障措置の実効性が乏しいとの点が重視された。第 3 に、韓国は諸協定上のフリーハンドを確保しようとしたが、カナダとの協定締結のために、仏型再処理プラントの導入を断念した。第 4 に、諸協定締結の背景で影響力を行使したのは米国の存在であった[52]。

しかし、韓国にとって一連の協定締結は必ずしも保障措置の完全な履行を意味しなかった。実際、朴政権下で再び核開発が密かに進められることになる。加盟国として NPT 当事者意識が生まれない限り、NPT 体制は有効で正統性のある中枢とはなりえない。国際的な規制のみに頼る処罰的な対応ではなく、重層的な誘因・規制構造から成る秩序の中で核不拡散という規範に対する意識が変えられるような誘導体制が望ましいと考えられる。

註

付記）韓国政府の外交文書の表記は、文書作成者「文書名」大韓民国外務部文書登録番号『文書綴名』頁番号の順に記す。

1 東北アジア 1 課／条約課「1968－70」17586（9692）『日本の NPT 加盟、1968－76』38 頁
2 経済協力課「核燃料の加工および再処理の説明資料」6427『韓・加間原子力協力、1973』45 頁
3 条約課「科学技術処長官から外務部長官へ（73 ／ 11 ／ 26）」7383『韓・仏間原子力の平和的利用に関する協力協定、74 ／ 10 ／ 19、パリで覚書交換：発効』4 頁
4 前掲文書、「科学技術処から外務部長官へ（74 ／ 6 ／ 15）」38 頁
5 前掲文書、「外務部長官から受信処へ（74 ／ 8 ／ 23）」53 頁
6 前掲文書、「外務部から国務会議の審議のための案件上程（74 ／ 9 ／ 21）」63 頁
7 毎日経済（73 年 11 月 9 日）
8 経済調査課／条約課「科学技術処長官から外務部長官へ（原子力の平和利用に関する韓・加間協力協定案、73 ／ 12 ／ 19）」6306（9651）『韓・加間平和的目的のための原子力の開発及び応用に関する協力協定（76 ／ 1 ／ 26 ソウルで署名：発効）』
9 経済協力課「加 AECL 技術陣の来館協議結果報告書（韓国電力）会議日程:73 ／ 8 ／ 20－24」6427『韓・加間原子力協力、1973』40 頁
10 前掲文書、「核燃料の加工および再処理の説明資料」45 頁
11 経済調査課／条約課「面談録（国際経済局長・駐韓加大使 74 ／ 6 ／ 10）」6306（9651 ）『韓・加間平和的目的のための原子力の開発及び応用に関する協力協定（76 ／ 1 ／ 26、ソウルで署名）：発効』
12 前掲文書、「原子力研究所長から科学技術処長官へ（74 ／ 6 ／ 24）」
13 前掲文書、「外務部邦交局長から国際経済局長へ（74 ／ 6 ／ 25）」
14 前掲文書、「駐カナダ大使から外務部長官へ（74 ／ 6 ／ 28）」
15 経済協力課「外務部長官から駐カナダ韓国大使へ（WCN-0841）」7517『カナダ原子炉（CANDU2 基および NRX）導入のための財政借款交渉、1973－74』245 頁
16 経済調査課／条約課「韓・加間原子力の平和的使用に関する協定交渉現況（74 ／ 7 ／ 13）」6306（9651）『韓・加間平和的目的のための原子力の開発及び応用に関する協力協定（76 ／ 1 ／ 26 ソウルで署名：発効）』

17　前掲文書、「大統領への外務部報告事項（74／8／29)」
18　経済協力課「科学技術処長官から外務部長官へ（74／12／5）－ベルギー政府による新型原子炉用核燃料加工事業の援助申請」25558（9794)『ベルギー核燃料再処理加工施設事業の借款導入、74－76』
19　条約課「駐仏大使から外務部長官へ（75／1／23）－核燃料の再処理および加工施設の建設」8553（7938)『IAEA・韓・仏間安全措置適用のための協定、75／9／22　ウィーンで署名：発効』
20　前掲文書、「駐仏大使から外務部長官へ（75／3／12)」
21　経済協力課／北米1課「国際経済局（75／1／6）-加動力長官の原子炉輸出関係国会声明」7968（10940)『加型原子炉（CANDU型）導入借款、75－77』5頁
22　経済調査課／条約課「駐カナダ大使から外務部長官へ（CNW-1245)」7913（9652)『韓・加間平和的目的のための原子力の開発及び応用に関する協力協定、76／1／26ソウルで署名：発効』3頁
23　経済協力課／北米1課「面談録（金東祚外務部長官･Stiles駐韓加大使）－75／1／6」7968（10940)『加型原子炉（CANDU型）導入借款、75－77』
24　前掲文書、「協調文（国際経済局長から邦交局長へ）75／1／9」
25　経済調査課／条約課「面談録（金外務部長官･Stiles駐韓加大使､75／1／20)」7913（9652)『韓･加間平和的目的のための原子力の開発及び応用に関する協力協定、76／1／26ソウルで署名：発効』
26　前掲文書、「外務部長官から駐加韓国大使へ（75／1／20)」
27　前掲文書、「韓国電力社長から外務部長官へ（75／2／3)」
28　前掲文書、「実務者会議録（75／2／23)」
29　経済協力課／北米1課「外務部長官から駐加韓国大使へ（75／2／12)」7968（10940)『加型原子炉（CANDU型）導入借款、75－77』
30　条約課「外務部次官から外務部長官へ（75／3／20)」8552（7937)『韓・IAEA間NPTに関連する安全措置適用のための協定、75／10／31（ソウルで署名、75／11／14に発効)』79頁
31　前掲文書、「外務部長官から駐オーストリア大使へ」57頁
32　前掲文書、「駐オーストリア大使から外務部長官へ（75／3／3)」58頁
33　前掲文書、「駐日大使から外務部長官へ（75／2／10)」15頁
34　『東亜日報』（1975年3月12日）
35　条約課「外務部次官から外務部長官へ」8552（7937)『韓・IAEA間NPTに関連する安全措置適用のための協定、75／10／31（ソウルで署名、75／11／14発効)』79頁
36　前掲文書、「科学技術処長から外務部長官へ（75／4／16）―NPTに基づくIAEAとの安全保障措置協定締結の補充資料提出」96頁
37　前掲文書、「外務部から科学技術処長官へ（NPT評価会議および安全措置協定）75／4／25」102頁
38　条約課「駐仏大使代理から外務部長官へ（75／2／22)」8553（7938)『IAEA・韓・仏間安全措置適用のための協定、75／9／22　ウィーンで署名：発効』
39　前掲文書、「安全措置に関する韓・仏・IAEAの3者間協定締結および韓・IAEA両者協定締結交渉のための政府代表団に対する訓令」125頁
40　前掲文書、「韓・仏・IAEAの安全措置交渉報告書-李柄輝科学技術処原子力局長（75／7／7)」
41　条約課「韓・IAEAのNPTに基づく安全措置協定交渉報告（75／7／7）－李柄輝科学技術処原

子力局長による 75 ／ 5 ／ 26 ～ 27 の交渉、第 24 条（協定の再評価）について」8552（7937）『韓・IAEA 間 NPT に関連する安全措置適用のための協定、75 ／ 10 ／ 31（ソウルで署名、75 ／ 11 ／ 14 発効）』165 頁

42 条約課「外務部長官から駐仏大使へ（75 ／ 6 ／ 23）」8553（7938）『IAEA・韓・仏間安全措置適用のための協定、75 ／ 9 ／ 22　ウィーンで署名：発効』

43 前掲文書、「駐仏大使から外務部長官へ（75 ／ 7 ／ 12）」

44 条約課「外務部長官から駐オーストリア大使へ（75 ／ 8 ／ 12）」8552（7937）『韓・IAEA 間 NPT に関連する安全措置適用のための協定、75 ／ 10 ／ 31（ソウルにて署名、75 ／ 11 ／ 14 発効）』181 頁

45 経済調査課／条約課「駐加大使代理から外務部長官へ（CNW-0736）」7913（9652）『韓・加間平和的目的のための原子力の開発及び応用に関する協力協定、76 ／ 1 ／ 26 ソウルで署名：発効』

46 前掲文書、「原子力研究所長から科学技術処長官へ（75 ／ 9 ／ 11）」

47 前掲文書、「邦交局長から国際経済局長へ（75 ／ 9 ／ 12）」

48 条約課「駐オーストリア大使から外務部長官へ（75 ／ 9 ／ 22）」8552（7937）『韓・IAEA 間 NPT に関連する安全措置適用のための協定、75 ／ 10 ／ 31（ソウルにて署名、75 ／ 11 ／ 14 発効）』190 頁

49 経済調査課／条約課「駐加大使から外務部長官へ（CNW-1043）」7914（9653）『韓・加間平和的目的のための原子力の開発及び応用に関する協力協定、76 ／ 1 ／ 26 ソウルで署名：発効』

50 前掲文書、「面談要録（朴東鎭外務部長官・スタイル駐韓カナダ大使）－ 76 ／ 1 ／ 5」

51 前掲文書、「面談記録（朴外務部長官・スタイルズ駐韓カナダ大使）－ 76 ／ 1 ／ 21」

52 *Los Angeles Times*, Nov. 4, 1978 ; *Foreign Policy*, Vol. 37 (Winter 1979) ;『朝日新聞』（1975 年 6 月 20 日）；経済協力課／北米 1 課「駐米大使から外務部長官へ（75 ／ 3 ／ 14）」25604（9761）『Exim Bank 原子力発電所（古里 2 号基）建設借款導入、1974 － 76』

米国による影響力行使に関しては、今後アメリカ側の史料をさらに分析した上で米韓交渉や米仏交渉をめぐる構造的問題とプロセスを改めて検証し、研究発表する計画である。